

1. 建学の精神

教育・文化を通して地域社会、国家の発展に寄与する

2. 教育目的

本校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条及び第 125 条の規定に基づき、高等学校教育の基礎の上に工業関係、商業実務関係及び文化教養関係の知識と技能を授ける専門課程を設置し、人格の陶冶をはかり、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

3. 教育目標及び方針

(1) 「資格取得に重点を置いた実務教育の重視」

各学科における最高の資格取得を目標とし、そのための能力の育成に努める。

(2) 「即戦力としてのスペシャリストの育成」

施設・設備の充実に努め、各業界で求められる能力の養成カリキュラムを編成し、多くの演習、実習授業を通して社会で活躍できる知識と技術を備えた実務能力の育成に励む。

(3) 「学ぶことを大切にされた教育」

教育効果を最大にするための基本である学生と教師間の信頼関係の構築に努め、自ら学ぶことを大切にする学生の育成に力を注ぐ。

4. 校長名、所在地、連絡先等

校長名 會澤 洋輔

所在地 栃木県小山市城東 1-6-33

連絡先 TEL 0285-21-3991

5. 学院、学校の沿革、歴史

1985 年 学校法人 TBC 学院設立

宇都宮市に「国際情報ビジネス専門学校（専門課程）」を開校

1989 年 「国際情報ビジネス専門学校（高等課程）」を開校

1990 年 大田原市に「大田原情報ビジネス専門学校（専門課程）」を開校

1991 年 小山市に「国際テクニカルデザイン専門学校（専門課程）」を開校

1992 年 小山市に「国際テクニカル調理師専修学校（高等課程）」を開校

1995 年 「大田原情報ビジネス専門学校」から「専門学校国際スクールオブビジネス」に校名変更

1996 年 「国際情報ビジネス専門学校（高等課程）」の今泉校舎完成

「国際テクニカル調理師専修学校」から「国際テクニカル調理師専門学校」に校名を変更し、調理分野の専門課程を設置

- 「専門学校国際スクールオブビジネス（高等課程）」を開校
- 1999年 宇都宮市に「国際介護福祉専門学校（専門課程）」を開校
「国際情報ビジネス専門学校」に「メイク&スタイリスト学科」を開設
- 2005年 宇都宮市に「国際ファッションビューティ専門学校（専門課程）」を開校
宇都宮市に「国際ペット総合専門学校（専門課程）」を開校
- 2006年 宇都宮市に「国際ティビィシィ看護専門学校（専門課程）」を開校
小山市に「国際テクニカル美容専門学校（専門課程）」を開校
- 2007年 「専門学校国際スクールオブビジネス」から「国際自動車・ビューティ専門学校」に校名変更
- 2008年 「国際テクニカルデザイン専門学校」から「国際テクニカルデザイン・自動車専門学校」に校名変更
- 2012年 宇都宮市に「国際テクニカル調理師専門学校宇都宮校」を開校
宇都宮市に「国際テクニカル理容美容専門学校」を開校
「国際情報ビジネス専門学校（高等課程）」から「国際TBC高等専修学校」に校名を変更

6. 各学科等の教育

(1) 入学者数、入学定員、在学総数

<国際テクニカル美容専門学校>

学科名	コース名	入学定員	入学者数	在籍総数
美容	ヘアアーティスト ブライダルヘア・メイク・ネイル アイラッシュ	40	37	60

(2) 進級・卒業要件等（成績評価基準、卒業・修了の認定基準等）

- 1) 各授業科目の成績評価は、A. B. C. Dの4段階とし、C以上を合格として単位を認定する。
- 2) 各授業科目の評価は、出席状況、各種試験、課題報告ならに必要と認められる学習作業の結果を総合して行う。
- 3) 総合評価は6割以上の得点を持って合格とする。
- 4) 出席時間数が、各授業時間の80%に満たない場合は、原則として単位を認めない。ただし、養成課程については更にそれぞれの規程に従うものとする。
- 5) 進級・卒業認定認定実技試験及び筆記試験に合格すること。
- 6) 学費、その他学校納付金の納入が完了していること
- 7) 美容師養成施設に定める、全教科の規程時間を履修し、全科目の単位を修得すること。

(3) 取得を目指す資格・検定等、及び実績

【美容学科】

資格・検定名称	基準検定	2016年度 合格者数
美容師国家試験（実技）	○	37
美容師国家試験（筆記）	○	37

(4) 授業科目等の概要

【美容学科 ヘアアーティストコース】

(衛生専門課程 美容学科 ヘアアーティストコース) 平成29年度

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法		
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技
○			関係法規・制 度	美容師の業務に関する衛生法規およ び公衆衛生の維持向上を理解する。	1前	35	1	○		
○			衛生管理	公衆衛生・環境衛生を理解する。 感染症の知識を理解する。	1・2 通	105	3	○		
○			美容保健	美容技術の基礎となる人体構造およ び機能に関して科学的・系統的に習得 し美容業務を安全・効果的に行うこと を理解する	2通	140	4	○		
○			美容物理・化 学	物理・化学の基本を理解し、美容器具 や道具および化粧品の取り扱い方法 や特徴を理解する。	2通	105	3	○		
○			美容文化論	美容文化史・美容デザインを通じて、 美的感覚を身につける。	1前	105	3	○		
○			美容技術理論	美容技術についての知識を習得し、美 容道具や器具の使用方法を理解する。	2通	140	4	○		

○		美容運営管理	経営・労務管理の基本的事項を学習し、美容室の経営に役立たせる。	2通	70	2	○		
○		美容実習	美容業務を安全かつ効果的に行うために、基本的操作を確実に身につける。	2通	910	26			○
	○	コース選択 (ヘアアーティスト)	より実践的なカットやカラーリングなどを身につける。	2通	210	6			○
	○	接客マナー	美容業を行う上で必要なビジネスマナーを習得する。	2通	70	2	○		
	○	色彩学	ヘアカラー・メイク・ネイルなどを行うために必要な色の知識を習得する。	1通	70	2	○		
	○	就職実務	就職活動の方法の理解、内定獲得をするために面接の模擬練習などを行う。また、現役美容室経営者を招き面接のポイントなどの講演を行う。	2通	70	2	○		
	○	応用技術	ネイル・メイク・ヘアカラーなどの基本技術を理解。現役美容師にも実習を定期的に担当してもらい技術力向上を目指す。	2通	280	8	△	○	△
合計				13 科目		2,310 単位時間 (72 単位)			

【美容学科 ブライダルヘア・メイク・ネイル・アイラッシュコース】

(衛生専門課程 美容学科 ブライダルヘア・メイク・ネイル・アイラッシュコース) 平成29年度										
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技
○			関係法規・制度	美容師の業務に関する衛生法規および公衆衛生の維持向上を理解する。	1前	35	1	○		

○		衛生管理	公衆衛生・環境衛生を理解する。 感染症の知識を理解する。	1・2 通	105	3	○		
○		美容保健	美容技術の基礎となる人体構造および機能に関して科学的・系統的に習得し美容業務を安全・効果的に行うことを理解する	2通	140	4	○		
○		美容物理・化学	物理・化学の基本を理解し、美容器具や道具および化粧品の取り扱い方法や特徴を理解する。	2通	105	3	○		
○		美容文化論	美容文化史・美容デザインを通じて、美的感覚を身につける。	1前	105	3	○		
○		美容技術理論	美容技術についての知識を習得し、美容道具や器具の使用方法を理解する。	2通	140	4	○		
○		美容運営管理	経営・労務管理の基本的事項を学習し、美容室の経営に役立たせる。	2通	70	2	○		
○		美容実習	美容業務を安全かつ効果的に行うために、基本的操作を確実に身につける。	2通	910	26			○
	○	コース選択 (ブライダルヘア・メイク・ネイル)	より実践的なメイク・ネイル・まつ毛エクステなどを身につける。	2通	210	6			○
	○	接客マナー	美容業を行う上で必要なビジネスマナーを習得する。	2通	70	2	○		
	○	色彩学	ヘアカラー・メイク・ネイルなどを行うために必要な色の知識を習得する。	1通	70	2	○		
	○	就職実務	就職活動の方法の理解、内定獲得をするために面接の模擬練習などを行う。また、現役美容室経営者を招き面接のポイントなどの講演を行う。	2通	70	2	○		

	○	応用技術	ネイル・メイク・ヘアカラーなどの基本技術を理解。現役美容師にも実習を定期的に担当してもらい技術力向上を目指す。	2通	280	8	△	○	△
合計			13 科目	2,310 単位時間 (72 単位)					

7. 教職員名及び教職員数

校長 1名 會澤 洋輔

副校長 1名 三浦 哲夫

教務部長 1名 青木 克文

美容学科 専任教員 6名

非常勤講師 6名

8. キャリア教育・実践的職業教育

(1) キャリア教育への取組状況

- 1) カラー及びパーマ講習
- 2) 応用技術（まつ毛エクステ）講習
- 3) ボランティア活動、校外イベント等への積極的参加
（大型ショッピングモール・福祉施設・商工会等）
- 4) 地域清掃活動の実施

(2) 実習・実技等の取組状況

【美容学科】

授業科目名	応用技術	授業時数又は単位数	240 時間
実施期間	2 年次前期 週 4 時間×8 週		
実習・演習等の目的及び概要	美容師資格取得者のみが施術できる（アイラッシュ：まつ毛エクステンション）の基礎的技術や注意点、器具の取扱い方法を現在美容室において活躍しているアイリストを講師として招き、修得する。		
企業等との連携の基本方針	日々進化する化粧品や美容技術、特に卒業後に即戦力として現場に即しやすいアイラッシュ技術を習得する。		
企業等との連携内容	日本理容美容教育センター発行の「まつ毛エクステンション」の教科書に基づき理論と実践を株式会社 Actif より招いたアイリスト（美容師資格者）に実施してもらう。 応用実習 240 時間のうち 32 時間を依頼。		

学修成果の 評価方法	実技試験、出席状況をもとに 100 点法にて評価。 60 点未満は単位未認定とする。	
実習・演習等計画		
日程	実習・演習等の内容	実施場所
4 時間	まつ毛エクステンションの用具	校内
4 時間	カウンセリングの留意点	校内
4 時間	つけまつげの理論と技術のデモンストレーション	校内
4 時間	つけまつげのリムービング	校内
4 時間	つけまつげのトレーニング①	校内
4 時間	つけまつげのトレーニング②	校内
4 時間	つけまつげのデザイン	校内
4 時間	実技試験	校内
連携する企 業等	株式会社 Actif 美容室 Quatoro	

(3) 就職支援等への取組支援

1) 「就職実務」

授業に組み込み、就職についての心構え・就職活動について・履歴書エントリーシートの記入方法・面接指導・礼法訓練・一般常識、作文試験対策などを学習し、就職活動の支援を行う。

2) 就職模擬面接

就職活動が本格化する前に校内で就職模擬面接を実施。服装・立ち居振る舞い・言葉遣い等を指導。

3) 就職資料閲覧

求人票や過去の試験状況などを各学科で管理し、いつでも閲覧することができる。

4) 就職の斡旋・相談

就職担当職員とクラス担任が連携し、就職の斡旋や相談などを行う。

5) 外部講師を招聘し、就職研修の実施

就職専門の外部講師を招聘し、各学科に合わせた就職研修を行う。

6) 卒業前研修の実施

一泊二日でビジネスマナー、グループエンカウンターを行い、社会人としての心構え等身につけさせる。

7) 卒業生の就職の斡旋

再就職を希望する卒業生はキャリアサポートセンターがバックアップし、無料相談を受けることが出来る。

(4) 様々な教育活動・教育環境

【学校行事】

	学校行事
4月	入学式・オリエンテーション・健康診断
5月	合同企業説明会
6月	スポーツフェスティバル・校外実習
7月	夏休み
8月	サマーフェスティバル
9月	前期期末試験
10月	後期開始
11月	卒業前研修・学校祭
12月	海外研修旅行・冬休み
1月	就職研修
2月	美容師国家試験（実技）
3月	美容師国家試験（筆記）・卒業式

9. 学生の生活支援

(1) 学生支援の組織

クラス担任制にて授業運営。個人面談、保護者面談等で学生の把握、指導を行っています。また、学習指導部、生活指導部、就職指導部を設け、月1回以上のペースで活動し、学校の質の向上、退学防止、就職率の向上に努めています。

(2) 学生支援への取り組み状況

1) 進路・就職に関する支援体制について

- ・就職指導部と担任によるサポート体制
- ・インターンシップを実施
- ・就職研修を実施（面接指導、就職の心構え、履歴書添削）
- ・卒業前研修を実施（就職の心構え、礼法指導、グループ研修）

2) 学生相談に対する体制について

- ・担任による面談を実施
- ・夏休みに3者面談を実施

- ・必要に応じて校長、副校長との面談
 - 3) 学生に対する経済的な支援体制について
- ・公的奨学金を利用可能
- ・状況により学費の分納、延納を認める（条件あり）
 - 4) 学生の健康管理について
- ・毎年定期健康診断を実施
 - 5) 保護者との適切な連携について
- ・夏休み3者面談、学生状況により保護者面談を実施
 - 6) アルバイトの斡旋について
- ・アルバイト求人を公開
 - 7) アパートの斡旋について
- ・提携不動産業者によるアパートの斡旋
 - 8) 卒業生への支援体制について
- ・卒業後就職サポートあり
 - 9) 高校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取り組みについて
- ・高校生職場体験の受け入れ
- ・バス見学会の実施
- ・民活支援

10. 学生納付金・就学支援

(1) 学生納付金の取り扱い

■入学金 全学科 100,000 円

※合格発表日の約1週間後までに金融機関から振り込みにて納入

■授業料・施設設備費（年額）

学科・コース名	授業料	施設設備費	合計
美容学科	600,000 円	240,000 円	840,000 円

※納入後、やむを得ない理由により入学を辞退する場合には3月末日までにお知らせください。

入学金を除いた学費については返還いたします。

※学費の納入は1年分一括納入が原則ですが、1年分を2分割にて納入することもできます。

※1回目学費3月20日まで、2回目学費8月28日までに納入（1年次、2年次）

■その他納入金

1) 補助活動費（年額）

240,000 円～270,000 円

- 教科書代、教材費、行事費、実習費および学生共済等の諸経費
- 個人により異なる検定等の費用については別途納入となります

2) 海外研修旅行積立金

- 入学年次の5月から2年次の10月まで毎月20,000円を口座振替にて積立
- 旅行先については設定のコースから選択していただきます

（平成27年度実績：ハワイ）

- (2) 修学支援
- 1) 家族割引制度
 - 2) 家賃支援制度
 - 3) アパート紹介制度
 - 4) 表彰制度
 - 5) T B C 奨学金

11. 学校の財務

貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日

学校法人ティビィン学院

(単位：円)

科 目	決 算 額
資 産 の 部	
固定資産	
有形固定資産	7,602,684,950
その他の固定資産	329,185,318
流動資産	3,029,848,876
資産の部合計	10,961,719,144
負 債 の 部	
固定負債	975,276,471
流動負債	1,631,577,476
負債の部合計	2,606,853,947
純 資 産 の 部	
株主資本	
資本金	510,000,000
繰越利益剰余金	7,844,865,197
純資産の部合計	8,354,865,197
負債および純資産の部合計	10,961,719,144

12. 学校評価

自己評価・学校関係者評価の結果

下記アドレスにて情報公開

<http://www.oyama.ac.jp>

< 学校関係者評価委員 >

役職名	氏名	所属名・役職名	備考
委員	山崎 直美	保護者代表	PTA 代表
委員	殿塚 貴子	保護者代表	PTA 代表
委員	赤荻 一也	RED-JAPAN 株式会社 代表取締役	業界関係者
委員	布川 英一	(一・社) 栃木県自動車整備振興会教育技術部部长	業界関係者
委員	酒田 守視	亀田自動車株式会社 専務取締役	業界関係者
委員	田中 一夫	(一・社) 倫理研究所 小山市倫理法人会 会長	業界関係者
委員	長山 優	株式会社コーラス 代表取締役社長	業界関係者
委員	山本 勝弘	一般財団法人 国際美容協会 東北ブロック長	業界関係者
委員	吉田 将人	有限会社マジックコーポレーションリミテッド取締役社長	業界関係者
委員	蓮見 公男	茨城県印刷工業組合 副理事長	業界関係者
委員	鈴木 貴嘉	株式会社シンコー 代表取締役	業界関係者
事務局長	會澤 洋輔	国際テクニカル美容専門学校 校長	学校関係者
事務局	三浦 哲夫	国際テクニカル美容専門学校 副校長	学校関係者
事務局	川崎 博史	国際 TBC 調理・パティシエ専門学校 教務部長	学校関係者
事務局	青木 克文	国際テクニカル美容専門学校 教務部長	学校関係者
事務局	神永 克人	国際テクニカル美容専門学校 事務局長	学校関係者
事務局	萩原 肇	国際テクニカルデザイン・自動車専門学校	学校関係者
事務局	菊地 寛之	国際テクニカルデザイン・自動車専門学校	学校関係者
事務局	鈴木 恭子	国際テクニカルデザイン・自動車専門学校	学校関係者
事務局	伊藤 由崇	国際テクニカルデザイン・自動車専門学校	学校関係者
事務局	横地 佑介	国際 TBC 調理・パティシエ専門学校	学校関係者
事務局	小山 智弘	国際テクニカル美容専門学校	学校関係者
事務局	寺内 美和	国際テクニカル美容専門学校	学校関係者

※任期 平成29年4月1日～平成30年3月31日

13. 国際連携の状況

留学生入学規定（募集要項）

<出願資格>

- ①学校教育通常課程 12 年以上を卒業
- ②協会認定の日本語学校で 6 ヶ月以上課程を修了または修了予定の者
- ③基礎的な日本語がわかること（日本語能力試験N2程度）

<出願書類>

- ①入学願書（当校所定のもの）
- ②推薦書
- ③入学願書副申書（当校所定のもの）
- ④日本語学校の出席証明書，成績証明書，卒業見込証明書または卒業証明書
- ⑤写真
- ⑥484 円分切手
- ⑦最終学歴（出身国）の卒業証明書のコピー
- ⑧パスポートのコピー
- ⑨在留カードのコピー
- ⑩日本語能力試験合格者は認定書のコピー

<入学手続き>

必ず本人が持参してください

<入学方法>

- 願書受付期間 平成29年10月1日（日）～平成30年4月6日（金）
- 選考日 入学願書提出後、随時
- 選考方法
 - ①書類審査
 - ②面接
 - ③日本語能力テスト 70分（文章・語彙・読解・文法・聴解・作文）
- 選考料 10,000円（ただし、学校長による推薦の場合は免除）

<入学金・学費・補助活動費>

- 入 学 金 全コース 100,000円
*TBC 学院日本語学科卒業生は免除
- 学 費 学費は授業料年額（49万～60万円）と施設設備費を合わせたものです。
- 補助活動費 教科書、教材費、諸費用のことです。昨年実績をもとに1年分を当校が指定す

る日までに納入してください。

国際テクニカル美容専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び第125条の規定に基づき、高等学校教育の上に、衛生関係の知識と技能を授ける専門課程を設置し、人格の陶冶を図り、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(学校の名称)

第2条 本校は、国際テクニカル美容専門学校(以下「本校」という。)という。

(学校の位置)

第3条 本校の位置を栃木県小山市城東1丁目106番地21に置く。

(課程、学科、修業年限、定員等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員等は、次のとおりとする。

課程	分野	区分	学科名	修業年限	入学定員 (学級数)	総定員
専門課程	衛生分野	昼間課程	トータルビューティ学科	2年	30名 (1学級)	60名
			ブライダル・ホテル学科	2年	30名 (1学級)	60名
			美容学科	2年	40名 (1学級)	80名

2. 本校の別科は、次のとおりとする。

科 名	修業期間	総定員	備 考
エステティックコース	6カ月	20名	夜間 20名

(教職員)

第5条 本校に、次の教職員を置く。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| (1) 校長 | | 1名 |
| (2) 教員 | 専門課程衛生関係 | 8名以上 |
| (3) 講師 | 専門課程衛生関係 | 必要に応じて置く |
| (4) 助手 | | 必要に応じて置く |
| (5) 事務職員 | | 2名以上 |
| (6) 学校医 | | 1名 |

2. 校長は、校務を処理し、所属職員を監督する。

第2章 学年及び授業日

(学 年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 本校の学期は、次のとおりとする。

- | | |
|-----|----------------|
| 前 期 | 4月1日から9月30日まで |
| 後 期 | 10月1日から3月31日まで |

(始業および終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として次のとおりとする。

- (1) 専門課程(昼間)は、午前9時から午後4時50分まで
- (2) 別科(夜間)は、午後6時30分から午後8時30分まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (5) 春季休業日 3月18日から4月7日まで
- (6) 学院開設記念日 5月8日

(休業日の特例)

第10条 指定技能養成を図るための規定授業時間数の確保や、国家試験等の受験対策など、特別の事情がある場合は、前条の規定にかかわらず、前条の各号に規定する休業日においても、授業を行なうことができる。

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程、授業時数)

第11条 本校における学科ごとの教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

第4章 単位修得及び卒業の認定

(単位修得の認定)

第12条 単位修得の認定は、別に定める本校所定の規定により、学生本人の授業時数に対する出席時数、及び当該科目の成績を評価して校長が行なう。

2. 前項の科目の成績評価は、別に定める規定にしたがい、考査成績、学習態度等により査定する。
3. 校長は、当該学年において、修得すべき本校所定の単位を修得しない学生及び教育上進級を不適当と認める学生については、これを原級に留め置くことができる。

(単位修得証明書の授与)

第13条 校長は、各科目の単位を修得した者で、必要がある者に対しては、別に定める様式により単位修得証明書を授与する。

(卒業の認定)

第14条 校長は、本校所定の教育課程を修了した者について卒業を認定し、別に定める本校所定の様式による卒業証書を授与する。

衛生専門課程のトータルビューティ学科、美容学科、ブライダル・ホテル学科を修了したものは、専門士(衛生専門課程)の称号を授与する。

(卒業証明書の授与)

第15条 校長は、本校を卒業した者で、必要がある者に対しては、別に定める様式により卒業証明書を授与する。

第5章 入学、休学、退学等

(入学志願の資格)

第16条 本校の専門課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者、または卒業見込みの者
- (2) 高等学校に準ずる学校を卒業した者、または卒業見込みの者
- (3) 前各号に準ずる学力を有する者で、校長が適当と認めた者
- (4) 文部科学大臣の定めるところにより、前各号と同等以上の学力を有すると認められた

者

(入学の時期)

第17条 本校の入学時期は、年度の始めとする。

(入学手続き)

第18条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書に必要事項を記載して、別に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して入学試験を行ない、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、別に定める期間内に第32条の入学金を添え、入学の手続きをとらなければならない。

(編入学)

第19条 他の大学・短期大学または専門学校等を卒業・修了若しくは退学し、本校の相当年次に編入学する場合には、その理由及び学力等を審査の上、校長が許可する。

(休学及び復学)

第20条 学生が、心身の故障その他真にやむを得ない事由により、引き続き3週間以上出席し難いときは、予め期間を定めて本校所定の様式による休学願を提出し、休学を申し出ることができる。この場合、休学の事由を証するに足る書類を添えなければならない。

2. 休学の期間は1年以内とする。この期間を越えた者については、退学したものとみなす。
3. 休学の期間が満了し、又は休学期間中に休学の事由が止んだ場合は、そのことを証するに足る書類を添えて、本校所定の様式により校長に復学を願い出なければならない。

(再入学)

第21条 退学した者が、退学した後1年以内において再入学したいときは、本校所定の様式による再入学願を校長に提出しなければならない。

2. 校長は、特別の事由があると認め、かつ教育上支障がない場合に限り、これを許可することができる。

(退学)

第22条 本校から退学しようとする者は、本校所定の様式による退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(保証人)

第23条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本校に対して、学生に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2. 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

(保護者及び保証人の異動)

第24条 保護者は、自己、学生・生徒、または保証人が、住所若しくは氏名を変更したときは、本校所定の様式により、すみやかに校長に届けなければならない。

2. 在学保証書を提出した保護者または保証人が、死亡若しくはその資格を失ったときは、保護者または新たに保護者になった者は、改めて在学保証書を提出しなければならない。

(出席停止)

第25条 校長は、感染症にかかり、またはそのおそれがあり、他の学生・生徒の教育に妨げがあると認める学生・生徒があるときは、その出席停止を命ずることができる。

2. 学生が相当期間所定の学費またはその他必要な納入金を納めない場合、除籍処置を行なう前に出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第26条 第25条第2項の規則に基づき出席停止を行なった後においても依然として学費または

その他必要な納入金を納めない場合、若しくは行方不明等で請求が不可能な場合、除籍とする。

第6章 学生の諸活動

(学生の活動)

第27条 学生は、定められた教育活動に基づく諸活動の実施に当たっては、その本分を自覚して教育目標の具現のために、積極的に努めなければならない。

2. 学生が会員となって組織される学友会等の諸団体の活動とその運営については、校長が承認した、別に定めるそれぞれの会則によらなければならない。

(学生心得及び諸規定の遵守)

第28条 学生は、規律ある学校生活を営むため、別に定める学生心得及び諸規定を守らなければならない。

第7章 施設・設備の利用及び管理

(施設・設備の利用、管理)

第29条 職員・学生は、学校の施設・設備を十分活用するとともに、その保全については責任をもって当たらなければならない。

2. 施設・設備の利用及び管理に関する規定については校長が別に定める。
3. 寄宿舎に関する事項については校長が別に定める。

第8章 賞 罰

(褒 賞)

第30条 校長は、別に定める褒賞に関する規定に基づき、他の模範と認められる学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第31条 校長は、学生としてふさわしくない行為をなした者に対しては、訓告、停学または退学の処分を行なうことができる。
ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行なうものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 入学金、授業料等学費の徴収

(入学金、授業料等の学費)

第32条 本校の入学金、授業料及び施設・設備費の学費は、次のとおりとする。

学 科		入学金	授業料 (年額)	施設・設備費 (年額)
専門課程	トータルビューティ学科	100,000 円	600,000 円	240,000 円
	ブライダル・ホテル学科	100,000 円	600,000 円	240,000 円
	美容学科	100,000 円	600,000 円	240,000 円

(費用徴収)

第33条 校長は、学校の施設・設備等を毀損し、または忘失した者には、原状に復させまたは原状に復するための費用を徴収することができる。

第10章 細則、その他

(細則)

第34条 この学則の施行及び本校の管理・運営に必要な細則は、校長が別に定める。

(健康診断)

第35条 健康診断は、別に定めるところにより、年1回実施する。

付 則
1 この学則は、平成18年4月1日から実施する。

付 則
1 この学則は、平成19年4月1日から実施する。

付 則
1 この学則は、平成20年4月1日から実施する。

付 則
1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。
ただし、第11条第1-1表に定める教育課程に関する規定を除き、平成20年度以前の入学者に対しては、なお従前の規定を適用する。

付 則
1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。
ただし、平成21年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

付 則
1 この学則は、平成23年4月1日から実施する。
ただし、平成22年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

付 則
1 この学則は、平成24年4月1日から実施する。
ただし、平成23年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

付 則
1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。

付 則
1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。
ただし、平成26年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。

第3表 美容学科

課程	学科	教育科目	履修科目	年次別履修時間数			備考
				1年	2年	合計	
				時間数	時間数	時間数	
専 門 課 程	美 容	一般教育科目	接客・マナー	35	35	70	
			就職実務	35	35	70	
			色彩学	70		70	
			小 計	140	70	210	
		専門教育科目	関係法規・制度	35		35	
			衛生管理	35	70	105	
			美容保健	70	70	140	
			美容物理・化学	70	35	105	
			美容文化論	105		105	
			美容技術理論	70	70	140	
			美容運営管理	35	35	70	
			美容実習	350	560	910	
			応用技術	140	140	280	
			ヘアアーティスト	1つ { 105	1つ { 105	1つ { 210	
ブライダルヘア・メイク・ネイル							
アイラッシュ	選択 105	選択 105	選択 210				
	小 計	1,015	1,085	2,100			
合 計		1,155	1,155	2,310			

● 美容師、ヘアアーティストコース

△ 美容師. ブライダルヘア・メイク・ネイル
アイラッシュコース